

四半期報告書

(第107期第2四半期)

自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日

三菱地所株式会社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	14
第4 提出会社の状況	14
1 株式等の状況	14
(1) 株式の総数等	14
(2) 新株予約権等の状況	15
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	29
(4) ライツプランの内容	29
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	29
(6) 大株主の状況	30
(7) 議決権の状況	31
2 株価の推移	32
3 役員の状況	32
第5 経理の状況	32
1 四半期連結財務諸表	33
(1) 四半期連結貸借対照表	33
(2) 四半期連結損益計算書	35
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	37
2 その他	50
第二部 提出会社の保証会社等の情報	50

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月11日
【四半期会計期間】	第107期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	三菱地所株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 取締役社長 木村 恵 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	(03)3287-5100
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 大 草 透
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	(03)3211-0277
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 大 草 透
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 三菱地所株式会社横浜支店 (横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 三菱地所株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 三菱地所株式会社大阪支店 (大阪市北区天満橋一丁目8番30号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	平成21年度 第2四半期連結 累計期間	平成22年度 第2四半期連結 累計期間	平成21年度 第2四半期連結 会計期間	平成22年度 第2四半期連結 会計期間	平成21年度
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益（百万円）	429,917	430,918	220,303	241,904	1,013,415
経常利益（百万円）	41,294	61,481	20,058	42,220	117,381
四半期（当期）純利益（百万円）	19,920	28,700	10,285	21,933	11,900
純資産額（百万円）	—	—	1,313,962	1,291,196	1,306,222
総資産額（百万円）	—	—	4,411,812	4,298,333	4,355,065
1株当たり純資産額（円）	—	—	858.54	847.87	852.36
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	14.36	20.68	7.41	15.80	8.58
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	14.36	20.67	7.41	15.80	8.58
自己資本比率（％）	—	—	27.0	27.4	27.2
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	7,777	43,750	—	—	212,668
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△60,992	△16,007	—	—	△112,639
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△26,843	△46,775	—	—	△106,852
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	105,142	158,533	177,825
従業員数（人）	—	—	8,096	8,145	7,983

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．営業収益には消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	8,145 [4,353]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当第2四半期連結会計期間の国内平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	792 [229]
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。臨時従業員数は [] 内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当社、三菱地所リアルエステートサービス株式会社及び藤和不動産株式会社は、平成22年10月29日開催の各社取締役会において、当社の住宅分譲事業及び三菱地所リアルエステートサービス株式会社の住宅販売受託事業を会社分割（当社より簡易分割）し、当社100%出資子会社である藤和不動産株式会社に承継させる住宅分譲事業統合に関する分割契約書を締結することにつき決議し、同日これを締結致しました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表」の「重要な後発事象」を参照して下さい。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期（平成22年7月1日～平成22年9月30日）における我が国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、米欧を中心とした海外景気の下振れ懸念や為替の変動などにより、回復の勢いが鈍りつつあります。家計部門においては、雇用情勢の改善ペースは依然緩やかであるものの、政策効果により個人消費が持ち直しています。企業部門については、設備投資も底を打ち、業況判断も改善しておりますが、輸出の勢いは鈍化しており生産も弱含むなど、下振れ懸念も残されています。

今後の見通しとしては、一部に不透明感は見られるものの世界経済は緩やかに回復することが見込まれるため、外需が堅調に推移し、日本経済全体としても緩やかながら持ち直しの傾向が続くことが期待されます。一方、米国の雇用情勢の回復の遅れや欧州の財政悪化懸念により海外経済が再び低迷するリスクや、円高の影響による企業収益の悪化など懸念材料も残っており、予断を許さない状況が続くと思われま

当第2四半期の業績は、営業収益が241,904百万円で前年同期に比べ21,600百万円の増収（+9.8%）、営業利益は48,574百万円で19,408百万円の増益（+66.5%）、経常利益は22,162百万円増益（+110.5%）の42,220百万円となりました。

特別損益につきましては、前年同期において容積利用権設定益1,263百万円を特別利益に計上しておりましたが、当第2四半期においては減損損失2,134百万円を特別損失に計上しております。

この結果、税金等調整前四半期純利益は40,086百万円となり、四半期純利益は前年同期に比べ11,647百万円増益（+113.2%）の21,933百万円となりました。

当第2四半期の業績及び各セグメントの業績は次の通りであります。

(単位：百万円)

区 分	前第2四半期	当第2四半期	増減
営業収益	220,303	241,904	21,600
営業利益	29,165	48,574	19,408
経常利益	20,058	42,220	22,162
四半期純利益	10,285	21,933	11,647

(単位：百万円)

	前第2四半期		当第2四半期	
	営業収益	営業利益又は 営業損失 (△)	営業収益	営業利益又は 営業損失 (△)
ビル事業	111,636	32,212	124,334	44,376
住宅事業	74,991	△2,837	76,559	2,224
資産開発事業	4,483	2,374	5,165	2,745
海外事業	9,648	2,283	13,867	3,580
設計監理事業	4,997	267	4,096	△317
注文住宅事業	6,427	△78	7,878	135
ホテル事業	6,652	△421	6,635	△349
不動産サービス事業	5,920	△435	6,235	△293
その他の事業	785	42	794	15
調整額 (注)	△5,238	△4,242	△3,662	△3,543
合 計	220,303	29,165	241,904	48,574

(注) 第1四半期より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。前年同期において記載しておりました消去又は全社の金額を調整額として記載しております。

(a) ビル事業

・当第2四半期においては、平成21年4月に竣工した「丸の内パークビル」の収益等が寄与したことから、建物賃貸収益は前年同期に比べ増収となりました。

なお、当社の平成22年9月末の空室率は4.02%となっております。

・この結果、当セグメントの営業収益は124,334百万円と前年同期に比べ12,698百万円の増収となり、営業利益は前年同期に比べ12,164百万円増益の44,376百万円となりました。

・平成20年からの10年間となる「第2ステージ」では、「第1ステージ」から取り組んできた丸の内再構築の更なる「広がり」と「深まり」を目指し、「大手町・丸の内・有楽町地区」全域にその効果を波及させる計画です。なお、平成21年9月に新築工事に着手した「(仮称)丸の内1-4計画(東銀ビル・住友信託銀行東京ビル・三菱UFJ信託銀行東京ビル建替計画)」は平成24年1月の竣工を目指しております。

(単位：百万円)

摘 要	前第2四半期		当第2四半期	
	貸付面積等	営業収益	貸付面積等	営業収益
建物賃貸	貸付面積	95,339	貸付面積	108,100
	(所有) 2,520,899㎡		(所有) 2,531,864㎡	
	(転貸) 1,056,132㎡		(転貸) 1,083,436㎡	
	合計 3,577,031㎡		合計 3,615,300㎡	
ビル運営管理受託	管理受託面積 1,300,354㎡	3,856	管理受託面積 1,452,793㎡	3,852
営繕請負工事	受注件数 1,559件	4,061	受注件数 1,631件	3,580
	完成件数 1,589件		完成件数 1,535件	
地域冷暖房事業	供給先 オフィスビル92棟 ホテル5棟 地下鉄16駅舎	2,526	供給先 オフィスビル92棟 ホテル5棟 地下鉄16駅舎	2,775
その他	—	5,852	—	6,025
合 計	—	111,636	—	124,334

(注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。

2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。

3. 貸付面積及び管理受託面積、供給先は前第2四半期末及び当第2四半期末の数値を記載しております。

(b) 住宅事業

・マンション事業の主な売上計上物件

「MID OASIS TOWERS (ミッドオアシスタワーズ)」	マンション	(神奈川県相模原市)
「乃木坂パークハウス」	マンション	(東京都港区)
「BELISTA西巢鴨」	マンション	(東京都豊島区)
「BELISTA志木」	マンション	(埼玉県朝霞市)

- ・当第2四半期においては、事業受託等において大型物件の受託売上があったため、前年同期に比べ大幅な増収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は76,559百万円と前年同期に比べ1,567百万円の増収となり、営業利益は前年同期に比べ5,062百万円増益の2,224百万円となりました。
- ・なお、マンション等の竣工及び顧客への引渡しは下期、特に年度末に集中する為、売上計上も年度末に集中する傾向があります。

(単位：百万円)

摘 要	前第2四半期		当第2四半期	
	販売数量等	営業収益	販売数量等	営業収益
マンション	販売戸数 1,455戸	59,307	販売戸数 1,406戸	55,402
建売住宅	販売戸数 11戸	620	販売戸数 3戸	87
更地販売等	販売区画数 29区画	1,046	販売区画数 59区画	1,906
事業受託等	受注件数0件／売上件数2件	932	受注件数0件／売上件数2件	5,988
住宅管理業務受託	受託件数 176,943件	7,886	受託件数 180,349件	7,725
余暇事業	—	1,646	—	1,554
その他	—	3,551	—	3,893
合 計	—	74,991	—	76,559

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。
2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。
3. 他社との共同事業物件の販売戸数及び金額は当社持分によっております。
4. 住宅管理業務受託の受託件数は前第2四半期末及び当第2四半期末の数値を記載しております。

(c) 資産開発事業

- ・当第2四半期においては、当社において物件竣工に伴うフィー収入等を計上しました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は5,165百万円と前年同期に比べ682百万円の増収となり、営業利益は前年同期に比べ371百万円増益の2,745百万円となりました。

(単位：百万円)

摘 要	営 業 収 益	
	前第2四半期	当第2四半期
エクイティ等投資収益	3,826	3,700
フィー収入	657	1,465
合 計	4,483	5,165

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。
2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。

(d) 海外事業

- ・当第2四半期においては、米国の各都市や英国ロンドン市に保有する資産が安定的に稼働したことに加え、米国カリフォルニア州において物件売却が実現したこと及び投資マネジメント事業の増収等により、前年同期に比べ増収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は13,867百万円と前年同期に比べ4,219百万円の増収となり、営業利益は前年同期に比べ1,297百万円増益の3,580百万円となりました。

(単位：百万円)

摘 要	前第2四半期		当第2四半期	
	貸付面積等		貸付面積等	
不動産開発・賃貸	貸付面積	530,898㎡	貸付面積	669,952㎡
	管理受託面積	464,005㎡	管理受託面積	408,740㎡
その他	—	662	—	1,551
合 計	—	9,648	—	13,867

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。
2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。
3. 貸付面積及び管理受託面積は前第2四半期末及び当第2四半期末の数値を記載しております。

(e) 設計監理事業

- ・(株)三菱地所設計において、「豊洲フロント」(東京都江東区)、「乃木坂パークハウス」(東京都港区)等の設計監理業務他を売上計上しました。
- ・当第2四半期においては、設計監理収益の売上件数及び内装工事収益の売上件数が減少したことにより、それぞれ前年同期に比べ減収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は4,096百万円と前年同期に比べ900百万円減収となり、営業損益は前年同期に比べ584百万円悪化し、317百万円の損失を計上しました。
- ・なお、業務の完成は下期、特に年度末に集中する為、売上計上も年度末に集中する傾向があります。

(単位：百万円)

摘 要	前第2四半期		当第2四半期	
	売上件数等	営業収益	売上件数等	営業収益
設計監理	受注件数	192件	受注件数	206件
	売上件数	230件	売上件数	196件
内装工事	受注件数	40件	受注件数	35件
	売上件数	44件	売上件数	43件
その他	—	241	—	248
合 計	—	4,997	—	4,096

(注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。

2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。

(f) 注文住宅事業

- ・三菱地所ホーム(株)においては、「三菱ホーム」の受注活動に継続的に注力し、当第2四半期の一般注文住宅の受注件数・売上件数は共に前年同期を上回りました。なお、通期の受注計画に対して、受注は順調に推移しております。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は7,878百万円と前年同期に比べ1,450百万円の増収となり、営業利益は前年同期に比べ213百万円増益の135百万円となりました。
- ・なお、注文住宅の完成及び顧客への引渡しは下期、特に年度末に集中する為、売上計上も年度末に集中する傾向があります。

(単位：百万円)

摘 要	前第2四半期		当第2四半期	
	売上件数等	営業収益	売上件数等	営業収益
一般注文住宅事業	受注件数	124件	受注件数	134件
	売上件数	93件	売上件数	108件
請負事業	受注件数	27件	受注件数	61件
	売上件数	14件	売上件数	50件
その他	—	1,996	—	2,376
合 計	—	6,427	—	7,878

(注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。

2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。

(g) ホテル事業

- ・ホテル事業統括会社である㈱ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツを中心に「ロイヤルパークホテルズ」のブランド名で展開するホテル事業の強化を図っております。
- ・当第2四半期においては、宿泊部門等で増収、レストラン・バー部門等は減収となり、営業収益は6,635百万円と前年同期並みとなりました。営業損益は前年同期に比べ71百万円改善したものの、349百万円の損失を計上しました。

(単位：百万円)

摘 要	営 業 収 益	
	前第2四半期	当第2四半期
宿泊部門	2,571	2,581
レストラン・バー部門	1,812	1,717
宴会部門	1,673	1,705
その他	595	631
合 計	6,652	6,635

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。
2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。

(h) 不動産サービス事業

- ・三菱地所リアルエステートサービス㈱においては、住宅販売受託収益は取扱件数が増加したことにより前年同期に比べ増収となりましたが、不動産仲介収益は取扱件数は増加したものの、1件当たりの手数料の減少により前年同期に比べ減収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は、6,235百万円と前年同期に比べ314百万円の増収となりましたが、営業損益は前年同期に比べ142百万円改善したものの、293百万円の損失を計上しました。

(単位：百万円)

摘 要	前第2四半期		当第2四半期	
	販売数量等	営業収益	販売数量等	営業収益
住宅販売受託	取扱件数 985件	1,129	取扱件数 1,107件	1,218
不動産仲介	取扱件数 455件	1,581	取扱件数 475件	1,566
その他	—	3,209	—	3,450
合 計	—	5,920	—	6,235

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。
2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期末における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、税金等調整前四半期純利益、長期借入れや社債の発行等による収入、売上債権の増加、長期借入金の返済等による支出により、158,533百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期における営業活動によるキャッシュ・フローは、56,730百万円の資金の増加（前年同期比+27,361百万円）となりました。これは税金等調整前四半期純利益40,086百万円に非資金損益項目である減価償却費17,664百万円等を調整した資金の増加に、売上債権、仕入債務の増減等による資金の増減を加えたものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期における投資活動によるキャッシュ・フローは、11,456百万円の資金の減少（前年同期比+14,029百万円）となりました。これは有形固定資産の取得等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期における財務活動によるキャッシュ・フローは、2,658百万円の資金の減少（前年同期比+7,270百万円）となりました。これは長期借入金の返済等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成22年6月29日開催の当社第111回定時株主総会における承認決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

一 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループの企業価値は、不動産に関連する様々な事業・資産のポートフォリオをベースとし、これらの組み合わせや相互補完によりもたらされるシナジーにより高められると共に、不動産事業に関する専門的な知識、深い経験、ノウハウによって支えられています。具体的には、当社グループの事業のコアである不動産開発に関しては、オフィスビル、住宅、商業施設、ホテル等の開発やこれらを組み合わせた複合開発、更にはより広範に亘る面的な開発等、様々なプロジェクトを手掛けているところ、その事業展開にあたっては、コアとなる「デベロップメント」の機能と、「設計監理」の機能、更には不動産仲介・アドバイザーやリーシング、プロパティマネジメントを含む「不動産サービス」の機能等を相互に関連させ、組み合わせることによって、付加価値を生み出していくバリューチェーンが重要であると考えています。また、こうした様々な事業の推進にあたっては各ステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠であり、長期的視野に立った総合的なまちづくりが事業価値の最大化につながる重要な要素と考えております。

平成20年度を初年度とする中期経営計画「アクション2010」（平成20～22年度）においては、グローバル化や不動産の金融化等、当社グループを取り巻く経営環境の変化を受けて、当社グループの目指すべき将来像を

「デベロップメントを核とした、グローバルな不動産ソリューションプロバイダー」と決めました。同計画に基づき、従来経営資源が集中していた「不動産保有事業」「不動産回転投資事業」に加えて「不動産投資マネジメント事業」「不動産サービス事業」の比率を高め、グローバルベースで、不動産のエンドユーザーやオーナー、インベスターに対して、高い付加価値を提供し、顧客価値を実現する会社を目指すと共に、企業価値・株主共同の利益の向上に鋭意取り組んでおります。

また、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、企業価値の向上を図る観点から、コーポレート・ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。当社は、経営監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化及び意思決定の迅速化等を目的として執行役員制度を採用する一方で、取締役全14名中4名を社外取締役とし、取締役会の経営監督機能の強化を行っていることに加え、経営陣の株主の皆様に対する責任をより一層明確化するため、取締役の任期を1年としております。その他、内部監査室による内部監査活動、社外アドバイザーも加えたCSR委員会による全社的な統括等を通じて、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社の利益配分については、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めていくことを基本としながら、丸の内再構築をはじめとする今後の事業展開に伴う資金需要にも配慮しつつ、当社グループの業績の水準等を総合的に勘案し、連結配当性向25～30%程度を目処として決定していきたいと考えております。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

1. 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止すると共に、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに定める対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株式の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付の開始に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買付の内容や当社取締役会の代替案の検討、買収者との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社取締役会に対して、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、最大1株までの範囲内で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることから、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成22年6月29日開催の第111回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

四 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレートガバナンスの強化及び株主に対する安定的な利益還元等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、第111回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び取締役の任期は1年であり、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性の高い社外取締役によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当不動産業界におきましては、分譲マンション市場は価格調整の進展や政策効果により契約率が順調に推移するなど順調に回復しております。J-REIT市場において公募増資や投資法人債の発行が見られるなど、不動産投資市場の資金調達環境は改善しており、今後も回復に向けた動きが継続すると考えられます。賃貸オフィス市場におきましては、一部のS、Aクラスビルにおいては改善の動きが見られるものの、都心空室率は依然として高水準で推移しており、今後も注視していく必要があります。

このような状況の下、当社グループは、市場や事業を取り巻く外部環境の変化を新たな価値の創造の好機と捉え、着実に事業に取り組んで参りました。今後も経営環境の変動、市場の変化に的確に対応し、経営の効率化、収益力の強化を図って参ります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの財務戦略については、ビル賃貸事業が主力事業であることから、引き続き長期・固定資金を主体に調達しております。中期経営計画（平成20年～22年度）においては、収益力に応じた有利子負債残高水準を意識した経営を進めていく一方、期間中の金利状況や、調達済有利子負債の償還期間等とのバランスも考慮しながら、調達手段に柔軟性を持たせつつ運営を行なって参る所存であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、資産開発事業に係る次の固定資産について、販売用不動産へ振り替えております。

会社名	名称	用途	所在地	規模	面積	帳簿価額
匿名組合まちづくり インベストメント	二番町センタービル	賃貸ビル及び 賃貸住宅	東京都千代田区	地上13階 地下2階	土地 6,490㎡ 建物 44,343㎡	73,600百万円

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,980,000,000
計	1,980,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月11日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	1,390,397,097	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数は 1,000株であり ます。
計	1,390,397,097	同左	—	—

(注) 提出日(平成22年11月11日)現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成22年7月30日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 74個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	74,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月17日 至 平成52年8月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1,084円 資本組入額 542円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	* 4

(注) * 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。

(6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

* 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数
(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割
の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生
じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力
発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少し
て資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行
われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株
式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付
与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項
を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができ
ない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記
(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額
とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再
編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了
日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第
1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数
は、これを切り上げるものとする。
ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本
金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす
る。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下のi、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合
は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権
を取得することができる。
i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること
についての定めを設ける定款の変更承認の議案
v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要するこ
と若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて
の定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定する。
i 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位を

も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- ii 上記 i) に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- iii 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- ② 当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。
取締役会の決議日（平成21年7月31日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 79個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	79,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月18日 至 平成51年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,283円 資本組入額 642円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	* 4

(注) * 1 新株予約権 1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

* 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（新株予約権者）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記

(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下のi、ii、iii、iv及びvの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要するこ

と若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

- i 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ii 上記 i に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- iii 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

③ 当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成20年7月31日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 35個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	35,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月16日 至 平成50年8月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,162円 資本組入額 1,081円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	* 4

(注) * 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

* 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以

上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(新株予約権者)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記

(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下のi、ii、iii、iv及びvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

- i 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ii 上記 i に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- iii 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

④ 当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成19年7月26日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成49年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,017円 資本組入額 1,509円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	* 4

(注) * 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。

(6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

* 4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（新株予約権者）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記

(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の i、ii、iii、iv 及び v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

i 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ii 上記 i に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

iii 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

⑤ 当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成18年7月27日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 28個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月15日 至 平成48年8月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,330円 資本組入額 1,165円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	* 4

(注) * 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記 (1) に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全

子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

＊4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（新株予約権者）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記

(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
- 次に準じて決定する。
- 以下の i、ii、iii、iv 及び v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
- 次に準じて決定する。
- i 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ii 上記 i に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - iii 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- ⑥ 当社は旧商法の規定に基づき新株予約権を発行しております。
株主総会の決議日（平成16年6月29日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 171個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	171,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,345円
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,345円 資本組入額 673円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) * 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた対象者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役及び執行役員の地位を失った後も、これを行使することができる。また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

- ⑦ 当社は旧商法の規定に基づき新株予約権を発行しております。
株主総会の決議日（平成15年6月27日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,000株
新株予約権の行使時の払込金額	951円
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 951円 資本組入額 476円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) * 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた対象者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役及び執行役員の地位を失った後も、これを行使することができる。また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

- ⑧ 当社は旧商法の規定に基づき新株予約権を発行しております。
株主総会の決議日（平成14年6月27日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 55個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	55,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,039円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,039円 資本組入額 520円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) * 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた対象者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役の地位を失った後も、これを行使することができる。また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 上記の他、各新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

- ⑨ 当社は旧商法（平成13年改正前）の規定に基づき新株引受権を発行しております。
株主総会の決議日（平成13年6月28日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	* 1 91個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	* 2 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	91,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,205円
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,205円 資本組入額 603円
新株予約権の行使の条件	* 3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) * 1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

* 2 単元株式数は1,000株であります。

* 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利を付与された者は、当社の取締役たる地位を失った後もこれを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも当社と付与の対象者との間で締結する権利付与契約（以下「契約」）に定める条件による。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) 権利付与日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に類して調整を必要とする事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数、新株発行価額、権利行使期間その他について調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。
- (4) この他権利行使の条件及び細目については、契約に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	1,390,397,097	—	141,373	—	170,485

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	東京都港区浜松町2の11の3	112,539	8.09
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	東京都中央区晴海1の8の11	61,439	4.41
明治安田生命保険(相) (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内2の1の1 (東京都中央区晴海1の8の12)	50,142	3.60
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1の2の1	38,819	2.79
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3の11の1)	26,232	1.88
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2の7の1	25,963	1.86
CBLDN STICHTING PGGM DEPOSITORY (常任代理人 シティバンク銀行(株))	KROOSTWEG-NOORD 149 3704DV ZEIST NETHERLANDS (東京都品川区東品川2の3の14)	23,509	1.69
旭硝子(株)	東京都千代田区有楽町1の12の1	22,714	1.63
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3の11の1)	18,934	1.36
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4の16の13)	18,163	1.30
計	—	398,456	28.66

平成22年4月23日付にて(株)三菱UFJフィナンシャル・グループより株券等の大量保有報告書が提出されていますが、当第2四半期会計期間末現在における実質保有の状況が完全に確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書による平成22年4月16日現在の株式所有状況は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2の7の1	36,963	2.66
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1の4の5	92,330	6.64
三菱UFJ投信(株)	東京都千代田区丸の内1の4の5	9,644	0.69
三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区丸の内2の5の2	5,570	0.40
エム・ユー投資顧問(株)	東京都中央区日本橋室町3の2の15	2,096	0.15

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,273,000 (相互保有株式) 普通株式 240,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,380,449,000	1,380,449	—
単元未満株式	普通株式 7,435,097	—	一単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,390,397,097	—	—
総株主の議決権	—	1,380,449	—

(注) 完全議決権株式 (その他) の株式数に(株)証券保管振替機構名義の株式3,000株 (議決権3個) を含めておりません。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
三菱地所(株)	東京都千代田区 大手町1の6の1	2,273,000	—	2,273,000	0.2
(株)丸ノ内ホテル	東京都千代田区 丸の内1の6の3	230,000	—	230,000	0.0
日本創造企画(株)	東京都千代田区 丸の内3の2の3	10,000	—	10,000	0.0
計	—	2,513,000	—	2,513,000	0.2

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,723	1,643	1,408	1,312	1,350	1,398
最低(円)	1,515	1,362	1,229	1,153	1,195	1,257

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	155,516	175,159
受取手形及び営業未収入金	44,659	31,889
有価証券	4,850	3,567
販売用不動産	204,661	150,245
仕掛販売用不動産	365,366	323,943
開発用不動産	8,783	8,844
未成工事支出金	11,178	9,926
その他のたな卸資産	*2 941	*2 814
エクイティ出資	235,931	226,201
繰延税金資産	24,546	41,850
その他	48,700	57,146
貸倒引当金	△654	△506
流動資産合計	1,104,481	1,029,082
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,960,199	1,972,256
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,120,333	△1,096,016
建物及び構築物（純額）	839,865	876,239
機械装置及び運搬具	80,322	80,464
減価償却累計額及び減損損失累計額	△57,696	△56,241
機械装置及び運搬具（純額）	22,625	24,223
土地	1,595,354	1,652,937
信託土地	277,166	277,425
建設仮勘定	25,296	26,723
その他	38,429	38,018
減価償却累計額及び減損損失累計額	△24,812	△23,546
その他（純額）	13,616	14,472
有形固定資産合計	2,773,925	2,872,021
無形固定資産		
借地権	87,827	88,665
その他	6,670	6,927
無形固定資産合計	94,498	95,593
投資その他の資産		
投資有価証券	172,677	201,303
長期貸付金	1,746	1,769
敷金及び保証金	95,606	96,017
繰延税金資産	7,484	7,757
その他	49,746	53,374
貸倒引当金	△1,832	△1,853
投資その他の資産合計	325,428	358,368
固定資産合計	3,193,852	3,325,982
資産合計	4,298,333	4,355,065

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	65,743	78,800
短期借入金	95,423	105,586
1年内返済予定の長期借入金	281,477	286,169
1年内償還予定の社債	39,469	39,916
未払法人税等	6,915	8,472
繰延税金負債	0	0
その他	123,204	132,077
流動負債合計	612,234	651,023
固定負債		
社債	540,000	550,000
長期借入金	765,078	772,149
受入敷金保証金	379,521	382,413
繰延税金負債	213,359	223,756
再評価に係る繰延税金負債	332,194	332,194
退職給付引当金	15,838	15,570
役員退職慰労引当金	491	644
負ののれん	*3 85,031	*3 83,705
その他	63,387	37,384
固定負債合計	2,394,902	2,397,819
負債合計	3,007,137	3,048,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	141,373	141,373
資本剰余金	170,485	170,485
利益剰余金	423,136	402,792
自己株式	△3,974	△3,926
株主資本合計	731,020	710,724
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,867	59,729
繰延ヘッジ損益	△536	△376
土地再評価差額金	458,305	458,303
為替換算調整勘定	△51,776	△45,223
評価・換算差額等合計	445,859	472,432
新株予約権	385	305
少数株主持分	113,931	122,760
純資産合計	1,291,196	1,306,222
負債純資産合計	4,298,333	4,355,065

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業収益	429,917	430,918
営業原価	*1 330,982	318,272
営業総利益	98,935	112,646
販売費及び一般管理費	*2 39,836	*2 36,953
営業利益	59,098	75,692
営業外収益		
受取利息	210	216
受取配当金	1,508	1,672
負ののれん償却額	519	517
持分法による投資利益	556	451
その他	1,785	1,436
営業外収益合計	4,579	4,294
営業外費用		
支払利息	15,137	12,552
固定資産除却損	4,461	3,897
その他	2,785	2,056
営業外費用合計	22,384	18,505
経常利益	41,294	61,481
特別利益		
容積利用権設定益	1,263	—
特別利益合計	1,263	—
特別損失		
減損損失	—	2,134
エクイティ出資評価損	—	1,385
特別損失合計	—	3,520
税金等調整前四半期純利益	42,558	57,960
法人税、住民税及び事業税	7,144	7,049
法人税等調整額	11,553	18,734
法人税等合計	18,698	25,784
少数株主損益調整前四半期純利益	23,859	32,176
少数株主利益	3,939	3,476
四半期純利益	19,920	28,700

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
営業収益	220,303	241,904
営業原価	*1 171,171	174,205
営業総利益	49,132	67,698
販売費及び一般管理費	*2 19,966	*2 19,124
営業利益	29,165	48,574
営業外収益		
受取利息	130	107
受取配当金	350	418
負ののれん償却額	259	258
持分法による投資利益	394	209
その他	1,113	522
営業外収益合計	2,248	1,516
営業外費用		
支払利息	7,615	6,252
固定資産除却損	2,424	653
その他	1,315	964
営業外費用合計	11,355	7,870
経常利益	20,058	42,220
特別利益		
容積利用権設定益	1,263	—
特別利益合計	1,263	—
特別損失		
減損損失	—	2,134
特別損失合計	—	2,134
税金等調整前四半期純利益	21,322	40,086
法人税、住民税及び事業税	4,974	4,769
法人税等調整額	3,996	12,084
法人税等合計	8,971	16,853
少数株主損益調整前四半期純利益	12,350	23,232
少数株主利益	2,065	1,299
四半期純利益	10,285	21,933

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	42,558	57,960
減価償却費	35,064	35,218
有形固定資産除売却損益 (△は益)	3,012	492
有価証券売却損益 (△は益)	△166	△21
有価証券評価損益 (△は益)	777	734
エクイティ出資評価損	—	1,385
減損損失	135	2,134
容積利用権設定益	△1,263	—
社債発行費	102	41
のれん償却額	1,427	1,364
持分法による投資損益 (△は益)	△556	△451
引当金の増減額 (△は減少)	△282	345
受取利息及び受取配当金	△1,718	△1,888
支払利息	*2 15,165	12,552
売上債権の増減額 (△は増加)	11,988	△11,898
たな卸資産の増減額 (△は増加)	14,968	△11,443
エクイティ出資の増減額 (△は増加)	△15,083	△15,305
前渡金の増減額 (△は増加)	△2,191	△590
敷金及び保証金の増減額 (△は増加)	△5,161	409
仕入債務の増減額 (△は減少)	△41,576	△14,955
未払消費税等の増減額 (△は減少)	4,847	376
預り敷金及び保証金の増減額 (△は減少)	10,938	△3,010
その他	△29,431	1,919
小計	43,555	55,371
利息及び配当金の受取額	1,945	2,076
利息の支払額	△15,072	△12,887
法人税等の支払額	△22,651	△808
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,777	43,750
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	94	42
定期預金の預入による支出	△11	△31
有価証券の売却による収入	286	101
有価証券の取得による支出	—	△1,000
有形固定資産の売却による収入	354	97
有形固定資産の取得による支出	△58,630	△36,422
投資有価証券の売却及び償還による収入	299	252
投資有価証券の取得による支出	△1,640	△2,725
借地権の取得による支出	△1,407	—
短期貸付金の回収による収入	36	9
短期貸付けによる支出	△3	△1
長期貸付金の回収による収入	44	37
長期貸付けによる支出	△29	△20
共同事業による収入	—	26,245
共同事業による支出	—	△1,824
その他	△385	△767
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,992	△16,007

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△29,979	△4,802
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△10,000	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△128	△604
長期借入れによる収入	135,492	160,052
長期借入金の返済による支出	△103,370	△170,899
社債の発行による収入	33,354	17,172
社債の償還による支出	△38,389	△27,151
自己株式の純増減額 (△は増加)	△235	△16
配当金の支払額	△11,043	△8,328
少数株主への配当金の支払額	△2,462	△2,639
その他	△78	△9,558
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,843	△46,775
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,164	△259
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△78,893	△19,291
現金及び現金同等物の期首残高	184,552	177,825
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△516	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 105,142	*1 158,533

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第2四半期連結会計期間より、TGAFP Lot 1.04 LLCは新規設立のため連結子会社に含めております。 一方、HAVELAND-STUART STREET PARTNERS LLCは解散により、Haveland-Boston LLCは売却により、当第2四半期連結会計期間より連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 162社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、RG-MWV Neptune LLCは新規設立のため、持分法適用関連会社に含めております。 一方、HBR-38 Chauncy Member LLC他1社は売却により、Rock-IDI Moreno, LLCは解散により、当第2四半期連結会計期間より持分法適用関連会社から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 27社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																								
<p>1 保証債務等 下記の金融機関借入金等に対し債務保証等を行っております。 (関係会社)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">佐倉ゴルフ開発㈱</td> <td style="text-align: right;">1,910百万円</td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅取得資金)</td> <td style="text-align: right;">113百万円</td> </tr> <tr> <td>住宅購入者</td> <td style="text-align: right;">28,310百万円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権購入者</td> <td style="text-align: right;">101百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">30,435百万円</td> </tr> </table> <p>佐倉ゴルフ開発㈱の債務について、債権者に対し当社は同社に対する共同出資者と連帯保証しておりますが、当社の負担割合は49%とすることで共同出資者と合意しております。 なお、住宅購入者の保証債務は、主として購入者の住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務であります。</p>	佐倉ゴルフ開発㈱	1,910百万円	(その他)		従業員(住宅取得資金)	113百万円	住宅購入者	28,310百万円	ゴルフ会員権購入者	101百万円	合計	30,435百万円	<p>1 保証債務等 下記の金融機関借入金等に対し債務保証等を行っております。 (関係会社)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">佐倉ゴルフ開発㈱</td> <td style="text-align: right;">2,290百万円</td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅取得資金)</td> <td style="text-align: right;">131百万円</td> </tr> <tr> <td>住宅購入者</td> <td style="text-align: right;">53,686百万円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権購入者</td> <td style="text-align: right;">128百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">56,237百万円</td> </tr> </table> <p>佐倉ゴルフ開発㈱の債務について、債権者に対し当社は同社に対する共同出資者と連帯保証しておりますが、当社の負担割合は49%とすることで共同出資者と合意しております。 なお、住宅購入者の保証債務は、主として購入者の住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務であります。</p>	佐倉ゴルフ開発㈱	2,290百万円	(その他)		従業員(住宅取得資金)	131百万円	住宅購入者	53,686百万円	ゴルフ会員権購入者	128百万円	合計	56,237百万円
佐倉ゴルフ開発㈱	1,910百万円																								
(その他)																									
従業員(住宅取得資金)	113百万円																								
住宅購入者	28,310百万円																								
ゴルフ会員権購入者	101百万円																								
合計	30,435百万円																								
佐倉ゴルフ開発㈱	2,290百万円																								
(その他)																									
従業員(住宅取得資金)	131百万円																								
住宅購入者	53,686百万円																								
ゴルフ会員権購入者	128百万円																								
合計	56,237百万円																								
<p>* 2 その他のたな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">487百万円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">453百万円</td> </tr> </table>	貯蔵品	487百万円	商品	453百万円	<p>* 2 その他のたな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">460百万円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">353百万円</td> </tr> </table>	貯蔵品	460百万円	商品	353百万円																
貯蔵品	487百万円																								
商品	453百万円																								
貯蔵品	460百万円																								
商品	353百万円																								
<p>* 3 のれん及び負ののれん のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。なお、相殺前の金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">23,027百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">108,058百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">85,031百万円</td> </tr> </table>	のれん	23,027百万円	負ののれん	108,058百万円	純額	85,031百万円	<p>* 3 のれん及び負ののれん のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。なお、相殺前の金額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">24,710百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">108,416百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">83,705百万円</td> </tr> </table>	のれん	24,710百万円	負ののれん	108,416百万円	純額	83,705百万円												
のれん	23,027百万円																								
負ののれん	108,058百万円																								
純額	85,031百万円																								
のれん	24,710百万円																								
負ののれん	108,416百万円																								
純額	83,705百万円																								

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
*1 収益性の低下による簿価切下額3,763百万円は、営業原価に含めております。	
*2 販売費及び一般管理費の主要な費目	*2 販売費及び一般管理費の主要な費目
従業員給料手当 9,730百万円	従業員給料手当 9,642百万円
退職給付引当金繰入額 2,646百万円	退職給付引当金繰入額 2,224百万円
役員退職慰労引当金繰入額 67百万円	役員退職慰労引当金繰入額 75百万円
貸倒引当金繰入額 153百万円	貸倒引当金繰入額 9百万円

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
*1 収益性の低下による簿価切下額3,579百万円は、営業原価に含めております。	
*2 販売費及び一般管理費の主要な費目	*2 販売費及び一般管理費の主要な費目
従業員給料手当 4,902百万円	従業員給料手当 4,842百万円
退職給付引当金繰入額 1,133百万円	退職給付引当金繰入額 1,018百万円
役員退職慰労引当金繰入額 27百万円	役員退職慰労引当金繰入額 43百万円
貸倒引当金繰入額 124百万円	貸倒引当金繰入額 9百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
*1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係	*1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 103,045百万円	現金及び預金勘定 155,516百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 Δ 666百万円	預入期間が3か月を超える定期預金 Δ 703百万円
取得日から満期又は償還までの期間が3か月以内の有価証券 2,763百万円	取得日から満期又は償還までの期間が3か月以内の有価証券 3,721百万円
<u>現金及び現金同等物 105,142百万円</u>	<u>現金及び現金同等物 158,533百万円</u>
*2 営業活動によるキャッシュ・フローの支払利息には、コマーシャル・ペーパー利息が含まれております。	

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,390,397千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,346千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 385百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	8,328	6	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	8,328	6	平成22年9月30日	平成22年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	ビル 事業 (百万円)	住宅 事業 (百万円)	資産開 発事業 (百万円)	海外 事業 (百万円)	設計監 理事業 (百万円)	注文住 宅事業 (百万円)	ホテル 事業 (百万円)	不動産 サービ ス事 業 (百万円)	その 他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益												
(1)外部顧客に対する営業収益	110,051	74,674	4,450	9,648	3,153	6,425	6,552	5,114	232	220,303	-	220,303
(2)セグメント間の内部営業 収益又は振替高	1,584	316	32	-	1,844	2	99	806	552	5,238	(5,238)	-
計	111,636	74,991	4,483	9,648	4,997	6,427	6,652	5,920	785	225,542	(5,238)	220,303
営業利益又は営業損失(△)	32,212	△2,837	2,374	2,283	267	△78	△421	△435	42	33,407	(4,242)	29,165

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	ビル 事業 (百万円)	住宅 事業 (百万円)	資産開 発事業 (百万円)	海外 事業 (百万円)	設計監 理事業 (百万円)	注文住 宅事業 (百万円)	ホテル 事業 (百万円)	不動産 サービ ス事 業 (百万円)	その 他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益												
(1)外部顧客に対する営業収益	214,610	149,825	6,898	18,825	5,376	10,770	13,416	9,722	471	429,917	-	429,917
(2)セグメント間の内部営業 収益又は振替高	2,971	693	77	-	3,530	28	277	1,339	1,184	10,104	(10,104)	-
計	217,581	150,519	6,976	18,825	8,906	10,798	13,694	11,062	1,656	440,022	(10,104)	429,917
営業利益又は営業損失(△)	62,826	△480	3,170	4,219	856	△645	△443	△1,653	187	68,037	(8,938)	59,098

(注) 1. 事業区分の方法:連結グループ各社の行っている事業内容により区分しております。

2. 各事業区分に属する主要な内容

ビル事業	オフィスビル・商業施設等の開発・賃貸・運営管理、駐車場事業、地域冷暖房事業
住宅事業	マンション・戸建住宅等の建設・販売・賃貸・管理、ニュータウンの開発、余暇施設の運営
資産開発事業	収益用不動産の開発、資産運用
海外事業	海外における不動産開発・賃貸・運営管理・不動産投資マネジメント
設計監理事業	建築及び土木工事の設計監理、建築工事・内装工事等の請負
注文住宅事業	注文住宅の請負
ホテル事業	ホテル施設の運営
不動産サービス事業	不動産販売代理・仲介・管理・賃貸・不動産関係総合コンサルティング
その他の事業	その他

3. 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載の通り、第1四半期連結会計期間より、

「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べて、設計監理事業セグメントにおいて営業収益253百万円、営業利益は78百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会、その他の会議体が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループにおいて、管掌する事業・業務領域に則した共通の事業・業務目標と目標管理の責任を持つ組織単位として、複数の事業グループで構成される事業領域毎に業績を集計し、これを報告セグメントとして業績の開示を行います。報告セグメントの主要な内容は以下の通りであります。

ビル事業	オフィスビル・商業施設等の開発・賃貸・管理運営、駐車場事業、地域冷暖房事業
住宅事業	マンション・戸建住宅等の建設・販売・管理、ニュータウンの開発、余暇施設の運営
資産開発事業	収益用不動産の開発、資産運用
海外事業	海外における不動産開発・賃貸・管理運営・不動産投資マネジメント
設計監理事業	建築及び土木工事の設計監理、建築工事・内装工事等の請負
注文住宅事業	注文住宅の請負
ホテル事業	ホテル施設の運営
不動産サービス事業	不動産販売代理・仲介・管理・賃貸・不動産関係総合コンサルティング

2. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

	報告セグメント									その他の事業 (百万円) (注) 1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注) 3
	ビル事業 (百万円)	住宅事業 (百万円)	資産開 発事業 (百万円)	海外事業 (百万円)	設計監 理事業 (百万円)	注文住 宅事業 (百万円)	ホテル 事業 (百万円)	不動産 サービス 事業 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益													
(1)外部顧客への営業収益	228,664	128,161	8,850	22,913	4,944	12,635	13,368	10,287	429,825	1,093	430,918	—	430,918
(2)セグメント間の 内部営業収益又は振替高	3,022	800	90	—	1,941	5	309	1,679	7,848	542	8,391	△8,391	—
計	231,686	128,961	8,940	22,913	6,885	12,641	13,677	11,967	437,674	1,635	439,309	△8,391	430,918
セグメント利益又は損失	74,352	575	4,716	5,519	△731	△372	△282	△1,047	82,729	98	82,827	△7,134	75,692

(注) 1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報システムの開発、保守管理、給与厚生研修関連業務の受託等を行っております。

2. セグメント利益の調整額△7,134百万円には、セグメント間取引消去611百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△7,746百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書における営業利益又は営業損失の額と調整しております。

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

	報告セグメント									その他の事業 (百万円) (注)1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注)3
	ビル事業 (百万円)	住宅事業 (百万円)	資産開 発事業 (百万円)	海外事業 (百万円)	設計監 理事業 (百万円)	注文住 宅事業 (百万円)	ホテル 事業 (百万円)	不動産 サービス 事業 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益													
(1)外部顧客への営業収益	122,814	76,221	5,137	13,867	3,356	7,872	6,469	5,407	241,147	756	241,904	—	241,904
(2)セグメント間の 内部営業収益又は振替高	1,519	337	28	—	740	5	165	827	3,625	37	3,662	△3,662	—
計	124,334	76,559	5,165	13,867	4,096	7,878	6,635	6,235	244,772	794	245,566	△3,662	241,904
セグメント利益又は損失	44,376	2,224	2,745	3,580	△317	135	△349	△293	52,102	15	52,117	△3,543	48,574

(注) 1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報システムの開発、保守管理、給与厚生研修関連業務の受託等を行っております。

2. セグメント利益の調整額△3,543百万円には、セグメント間取引消去106百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,650百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書における営業利益又は営業損失の額と調整しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	847.87円	1株当たり純資産額	852.36円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	14.36円	1株当たり四半期純利益金額	20.68円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	14.36円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	20.67円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益金額(百万円)	19,920	28,700
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	19,920	28,700
普通株式の期中平均株式数(株)	1,387,090,367	1,388,070,725
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	236,265	273,390
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.41円	1株当たり四半期純利益金額	15.80円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	7.41円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	15.80円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益金額(百万円)	10,285	21,933
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	10,285	21,933
普通株式の期中平均株式数(株)	1,388,152,693	1,388,060,636
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	242,122	257,693
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

住宅事業統合に関する分割契約書締結

当社、三菱地所リアルエステートサービス株式会社（以下、「三菱地所リアルエステートサービス」といいます。）及び藤和不動産株式会社（以下、「藤和不動産」といいます。）は、平成22年10月29日開催の各社取締役会において、当社の住宅分譲事業及び三菱地所リアルエステートサービスの住宅販売受託事業を会社分割（当社より簡易分割）し、当社100%出資子会社である藤和不動産に承継させる住宅分譲事業統合に関する分割契約書を締結することにつき決議し、同日これを締結致しました。

(1) 吸収分割の相手会社に関する事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	藤和不動産株式会社
本店の所在地	東京都中央区八重洲二丁目3番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 八木橋 孝男
資本金の額	27,107百万円（平成22年3月31日現在）
純資産の額	15,003百万円（平成22年3月31日現在）
総資産の額	230,407百万円（平成22年3月31日現在）
事業の内容	不動産販売事業、仲介事業、その他事業

②最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益
(連結)

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
営業収益（百万円）	162,750	111,428	163,698
営業利益又は営業損失（△） （百万円）	12,789	△22,577	3,326
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	9,263	△27,237	835
当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	5,636	△38,438	1,037

(単体)

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
営業収益（百万円）	151,660	100,612	155,423
営業利益又は営業損失（△） （百万円）	12,172	△21,671	2,846
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	8,528	△26,326	540
当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	5,973	△38,749	766

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成22年3月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
三菱地所株式会社	100%

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	藤和不動産は当社の100%出資子会社です。
人的関係	当社は藤和不動産に取締役2名及び監査役2名を派遣しております。
取引関係	住宅分譲事業に関して共同事業を行っております。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、藤和不動産との平成16年12月の資本提携契約締結以降、平成20年1月に第三者割当増資引き受けにより子会社化し、さらに両社の戦略的な一体性と機動性の向上を図ることを目的に事業体制を再構築するため平成21年4月に株式交換により完全子会社化いたしました。

住宅分譲市場は、一昨年のリーマンショック以降の厳しい状況が改善の兆しを見せ、市場の需給バランスが回復しつつある一方、国内の人口減少と都心への人口流入、ライフスタイル、世帯構成の変化、顧客ニーズの多様化など、市場の構造変化が起こっており、今後は、一定の市場ボリュームの中で、より事業品質の向上が求められていくことが予想されます。

このような事業環境の見通しの中、より競争の激しい市場で勝ち残っていくためには、事業の戦略性を高め、スケールメリットを活かしてオペレーションを効率化することにより、住宅分譲事業の競争力強化・収益力の最大化を図ることが必要であるとの認識に至り、当社グループ内3社の住宅分譲事業機能を集約した製販一体の体制整備を図ります。

本統合により、当社、三菱地所リアルエステートサービス、藤和不動産それぞれの強みを活かす体制を整えることで、普及価格帯から高価格帯マンションまでの幅広い商品ラインナップにおいて事業展開を図るとともに、顧客のニーズや社会からの要請に応え、住まいの多様な価値を実現し、顧客から常に選ばれるサービス、商品を提供していくことを目指します。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容

①吸収分割の方法

当社及び三菱地所リアルエステートサービスを分割会社とし、既存の藤和不動産を承継会社とする吸収分割です。

②会社分割の日程

平成22年10月29日	会社分割契約承認取締役会 (当社、三菱地所リアルエステートサービス、藤和不動産)
平成22年10月29日	会社分割契約締結
平成22年12月15日(予定)	会社分割契約承認株主総会 (三菱地所リアルエステートサービス、藤和不動産)
平成23年1月2日(予定)	効力発生日

当該会社分割は、当社においては会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割に該当することから、当社の株主総会の承認決議を経ることなく行います。

③株式の割当

当社に藤和不動産の株式4,907,619株を割当交付します。

④新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当該会社分割により、分割会社の新株予約権に関する取扱いに影響はありません。なお、分割会社は新株予約権付社債を発行していません。

⑤会社分割により増減する資本金

当社の資本金の額に変更はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

当社の住宅分譲事業及び三菱地所リアルエステートサービスの住宅販売受託事業並びに当該両事業に付随する事業に関して有する権利義務を承継します。ただし、雇用契約は承継しません。

なお、承継する権利義務については、重畳的債務引受によるものとします。

⑦債務履行の見込み

当該会社分割後の当社、三菱地所リアルエステートサービス及び藤和不動産の負担すべき債務につきましても、履行期における履行の確実性に問題はないものと判断しております。

(4) 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社である藤和不動産は当社の100%子会社であり、当該会社分割後においても当社が藤和不動産の株式を100%保有し続けることから、当社と藤和不動産の間で、承継させる資産及び負債の承継時点における予測額に基づき、藤和不動産の1株当たりの純資産額等を考慮して決定しております。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号(※1)	三菱地所レジデンス株式会社
本店の所在地(※1)	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル
代表者の氏名(※2)	未定
資本金の額	50,000百万円
純資産の額(※2)	未定
総資産の額(※2)	未定
事業の内容	1. マンションの建設、販売、分譲事業 2. 建売住宅の建設、販売、分譲事業 3. 宅地の造成、販売、分譲事業 4. マンション、建売住宅、宅地の販売受託事業

(※1) 藤和不動産は、効力発生日である平成23年1月2日を以って、商号を「三菱地所レジデンス株式会社」、本店所在地を「東京都千代田区大手町一丁目6番1号」にそれぞれ変更予定です。

(※2) 吸収分割承継会社の代表者の氏名、純資産及び総資産の額につきましては、提出日現在において確定していないため未定となっております。

2 【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間配当につき次の通り決議致しました。

中間配当の総額	8,328百万円
1株当たりの中間配当金	6円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月2日

(注) 平成22年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。